

定 款

特定非営利活動法人DIG

特定非営利活動法人DIG 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人DIG という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育者、学生、地域社会への教育支援、特にグローバル・シティズンシップ・エドゥケーションを通じた教育の質の向上に寄与することを目的とする。幅広い層の市民を対象とした国際協力や多文化共生体験の機会の提供、研修機会や教育リソースの提供を行い、グローバル・シティズンシップ・エドゥケーションについて理解を深める機会を促進する。これらの事業を通じて、日本社会のグローバル化を推進し、急速に発展する国際化に適応できる社会の形成と人材の育成の基盤を醸成することを目指す。これにより、日本社会に世界市民的な視野を育み、共生を通じた持続可能な社会作りに貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 英語教育に関する研修事業
- (2) 英語教育セミナー・ワークショップ並びに国際交流プログラムの開催事業
- (3) 世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して、活動に積極的に関与する意思を有して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人

(正会員の資格)

第7条 本法人の正会員は、本法人の目的および活動に賛同し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本法人の活動に理解を示し、協力する意思を有する者
- (2) 本法人の目的に反する行為を行わず、他の会員の権利又は利益を不当に害さない者
- (3) 本法人の事業に関して、貢献を希望する者

(入会の手続き)

第8条 法人の会員として入会を希望する者は、会員規定に定める入会申込書を提出し、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面若しくは電磁的方法により本人にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、設立当初の金額は別則に定めるとおりとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会員規定に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席社員の3分の2以上の賛成による議決をもって、当該会員を除名することができる。ただし、除名の議決を行うにあたっては、あらかじめ当該会員に対し、文書、口頭、電磁的方法その他適切な手段により弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規程に重大に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を著しく毀損し、又はその目的に反する重大な行為を行ったとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上本法人の活動に参加せず、かつ通知を受けたにもかかわらず改善がみられなかったとき。
- (4) 会費を2年以上滞納し、催告を受けたにもかかわらず納付しなかったとき。
- (5) 他の会員に対して継続的に誹謗中傷又は業務妨害行為を行い、本法人の活動に重大な支障を与えたとき。
- (6) 前各号に準ずる行為のほか、本法人の運営に著しい支障を及ぼす行為を行ったと理事会が判断したとき。なお、当該行為の具体的内容は、別に定める会員規程において規定する。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議により選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 理事のうち、理事長の任期は2年、副理事長とその他の理事は1年とし、いずれもその任期は当該任期の最終事業年度の終了時までとする。

2 監事の任期は2年とし、その任期は当該任期の最終事業年度の終了時までとする。

3 役員は再任を妨げない。

(役員の任期の特例)

第17条 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残余期間と同一とする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	SIL NITESH
副理事長	SANCHEZ ANTONETTI MARIA FERNANDA
理 事	BAPTISTA FERREIRA TAYNA
監 事	渡辺 博子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

(1) 個人

入会金： 5,000 円

年会費： 5,000 円

(2) 法人

入会金： 10,000 円

年会費： 10,000 円

(3) 学生

入会金： 2,500 円

年会費： 2,500 円

賛助会員 (1 口以上)

(1) 個人

入会金： 5,000 円

年会費： 10,000 円

(2) 法人

入会金： 10,000 円

年会費： 20,000 円

(3) 学生

入会金： 2,500 円

年会費： 5,000 円

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 DIG	
役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	SIL NITESH		有・ ☒ 無
副理事長	SANCHEZ ANTONETTI MARIA FERNANDA		有・ ☒ 無
理 事	BAPTISTA FERREIRA TAYNA		有・ ☒ 無
監 事	渡辺 博子		有・ ☒ 無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

世界各国で急速なグローバル化が進む今日、日本社会でも様々な分野において、国境を超えた活動による世界との繋がりとして、グローバル化が必要とされています。このような中で第一に重要であることは、グローバル人材の育成です。この課題において「グローバル人材」には、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識など、様々な要素が求められると文部科学省は述べています。このような背景を受け、日本の学校教育においても、2020 年より正式に小学校 3 年生からは外国語活動、そして、小学 5 年生からは外国語が必修科目となりました。しかし、国際語学教育機関「EF エデュケーション・ファースト」が実施した 2024 年の調査において、日本は英語を母語としない 116 カ国・地域中で 92 位という低順位に位置付けられ、5 段階評価中で 4 番目となる「低い能力レベル」(世界 62~92 位)に分類されています。グローバル人材の育成は喫緊の課題であるにも関わらず、日本人の英語力は国際社会において依然低いままであり、グローバル人材育成の分野で遅れをとっています。

財団法人日本青少年研究所が中高生を対象として 2009 年に行った調査では、海外留学を希望する他国の学生に比べ、日本の学生は希望しない割合が高いという結果が明らかになり、日本人の内向き志向がグローバル化を阻害する一因となっていると指摘されています。また、近年の研究により、日本の英語教育における文化理解の促進の不足と、試験対策偏重の実態が明らかになっています。その結果、英語での発言の機会や、異文化理解や、批判的思考を育む機会が少ないことにより、英語を学ぶ楽しさや異文化に触れる機会を得られないままに、英語への苦手意識を多くの日本人が抱いてしまっているという実情があります。

また、英語教育やグローバル人材育成の担い手であり教育環境の重要な要素である教師においても、いかに国際的な視野を育み、教育現場での実践に取り入れていくかに課題を抱えている実情が多いと考えられます。これらの状況は、日本が現在直面しているグローバル化とグローバル人材の育成の滞りの問題の大きな要因となっていると言えます。このような背景のもと、グローバル人材育成が遅れている日本において、教育の役割は一層重要性を増しています。

その中で注目されるのが、ユネスコが提案し、諸外国で教育の基盤として採用されている「グローバル・シティズンシップ教育(GCE)」です。ユネスコが提唱する GCE は、学習者と教育者双方の能力開発を目指す包括的な教育枠組みとして、グローバルな課題への取り組みと異文化理解、批判的思考力の育成を統合的に推進する理念であり、持続可能な社会の実現に向けて、グローバルな視点と行動力を育む包括的な教育アプローチです。グローバル人材育成の対象は、学生のみならず、教育の要である教育者にも及びます。教育者自身が国際的な視野を持って、GCE を実践する必要があるため、教育における高い質を確保するためには、リソースやサポートが不可欠です。また、教育環境を支える保護者や、国際交流の場、さらにはグローバル人材の拠点である地域社会においても、GCE の理解を深めることは極めて重要です。

加速度的に進む国際化の課題に直面しながらも、グローバル人材育成において有用であり、重要な役割を果たす GCE の理解と実践が十分ではないという現状を解決するために私たちは良質な教育環境

を構築し、その機会を充実させて提供していきたいと考えています。そのために、私たちは教育者の GCE 実践の強化や学生の国際学習環境の創出、また地域社会全体のグローバル市民意識の醸成を行なっていきます。このような取り組みを通じて、日本の教育の質を向上させ、国際社会の未来を担う学生たちの人間的な成長を支えることを目指します。

2 申請に至るまでの経過

私たちのメンバーは、国際教育分野での実践経験を持つ専門家チームにより構成され、日本やブラジルをはじめ、世界各国で多くの学生の指導・育成・支援に取り組んでいます。その中で、単に英語力の向上を目指すだけでなく、GCE の理念に基づき学生が主体的に学ぶ姿勢を育むためのカリキュラム実践を行うことで、海外名門大学への合格者輩出に貢献しています。さらには、私たちが指導に携わった学生が核兵器廃絶といった国際的課題に取り組む研究者として成長する例もありました。これらの経験から、私たちは GCE の意義を改めて実感しています。また上述の社会的背景を鑑みて、教育の重要性を改めて認識し、GCE による人材育成が持続可能な未来の構築に貢献できると確信したことが、当団体設立の契機となりました。

教育者は、GCE を現場で実践する重要な役割を担っています。そのため、私たちは、経験値やスキルアップを支える研修やサポートを提供することで、教育者一人ひとりが国際的な貢献の重要性を認識できる機会と環境を拡充します。さらに、実用性を重視した教育者育成プログラムを構築・実践することで、現場で GCE の理念に基づいた教育実践ができる教育者の育成を支援します。これは、現場の教育者だけでなく、学校管理職にも有用であるため、それぞれの立場に合わせたプログラムの機会を提供していきたいと考えています。また、学びの主体者である学生には、英語教育を通して GCE の理解を深め、人格形成を促すために、質の高い教育機会を提供することが重要です。そこで私たちは、語学の指導をはじめ、国際交流の場でのディスカッションを通じたコミュニケーション能力の育成、異文化理解の姿勢の醸成と拡充、国際問題のリサーチと問題解決能力の育成に取り組みます。また、セミナーやワークショップを通じて、国際社会でリーダーシップを発揮し、社会貢献できる人材の育成にも努めていきます。英語を学ぶ楽しさやコミュニケーションを通じて自信を育む機会を生み出すことで、グローバル人材の育成に貢献します。

さらに、GCE の理解者・支援者として重要な役割を果たす地域社会に向けても、国際協力や多文化共生といった国際的視点を学ぶ機会を創出し、異文化理解や国際的視野を地域全体に広める取り組みを行います。これにより、保護者や地域の人々が世界に視野を広げられるようなコミュニティの構築を促し、教育者、学生、地域社会と一丸となり、グローバル人材の育成を支えていきます。将来的には、GCE 研究センターの設立を目指し、より良い GCE の実践のための研究と地域社会および国際社会への貢献意識の向上を図ります。

私たちは、教育者、学生、地域社会への教育支援を通じて、グローバルな視野を育み、将来、国際的に活躍できる人材を育成するために GCE を地域社会に定着させ、より良い未来の実現を目指します。私たちは、札幌から日本、そして世界へと繋がりを深め、相互理解や問題解決能力の向上を促進することを目指しています。この目標を達成するために、私たちはこれまでの活動を発展させ、より多くの人々に効果的な支援を届けるためには、社会に認められた特定非営利活動を行う法人格を有することで、社会的信用を高め、活動を体系的かつ継続的に行う必要があると判断しました。特に、資金調達や事業運営の透明性を確保することにより、対象者である教育者や学生、地域社会に安心感を提供し、事業の規

模を拡大する基盤を整えることを目指します。法人設立を進め、GCE の理念に基づく教育支援活動を通じて、より良い社会づくりに貢献していきます。

令和 7年 1月 17 日

特定非営利活動法人 DIG 設立代表者

A solid black rectangular box used to redact the signature of the representative.

氏 名 SIL NITESH

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 7 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 DIG

1 事業実施の方針

教育者向けに基礎的なグローバル・シティズンシップ・エドゥケーション (GCE) 研修プログラムを作成し、研修会を開催する。

中高生を対象とした国際交流会と講習会を実施し、英語力の向上と異文化理解の機会を提供する。

英語スピーチコンテストを企画し、市民が楽しみながら英語に触れられる機会を提供する。

初年度の事業成果を測定する評価指標を設定し、アンケート調査や参加者からのフィードバックを通じて次年度の事業改善に活かす。

NPO 法人としての運営基盤を整備し、資金調達や広報活動の指針を定めて事業継続の基盤を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 英語教育に 関する研修事業	教師向けメンターシッププログラム（英語教育における指導力の向上と教育姿勢の見直しのためのワークショップ）	(A) 年3回 7月・9月・11月に 実施 (B) オンラインまたは、法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市または、他の地域の高校英語教師 (E) 各回10人程度	100

(1) 英語教育に関する研修事業	未来の教育者向け体験型学習プログラム（教育分野を目指す大学生のための教育における重要なスキルと姿勢を体験的に学ぶワークショップ）	(A) 年3回 7月・9月・11月に実施 (B) オンライン (C) 3人	(D) 教育分野に興味がある大学生 (E) 各回10人程度	100
(2) 英語教育セミナー・ワークショップ並びに国際交流プログラムの開催事業	ジュニア英語スピーチコンテスト （英語を学ぶ中高生を対象としたスピーチコンテストを実施）	(A) 年1回 10月に実施 (B) 法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市の中高生 (E) 15人程度	50
(3) 世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業	英語で学ぶSDGs対話型授業プログラム （中高生を対象としたGCEの理念とSDGsに焦点を当て、様々な課題のディスカッション通じて知見を深めるためのセミナー）	(A) 年3回 7月・9月・10月に実施 (B) オンラインまたは、法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市または、他の地域の高校生（英検準2級程度） (E) 各回10人程度	70
(4) その他目的を達成するために必要な事業	未定			

令和8年度の事業計画書

令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人 DIG

1 事業実施の方針

初年度の事業内容を踏襲しつつも、基礎的なグローバル・シティズンシップ・エドゥケーション (GCE) 研修プログラムを発展させ、より実践的で専門性の高い内容を加えた中級プログラムを作成し、継続的に研修会を開催する。

中高生を対象とした国際交流会と講習会を引き続き実施し、英語力の向上と異文化理解の機会を提供する。初年度の成果を踏まえ、オンラインと対面の両形式を組み合わせ、幅広い地域からの参加機会を増やす。

英語ツアーのアクティビティを企画し、市民が楽しみながら英語と異文化に触れられる機会を提供する。

事業ごとの具体的な評価指標を細分化し、データ収集と分析の精度を高めることで、事業の改善に繋がる具体的な施策を策定する。

教育機関や自治体との連携を目指し、活動の周知と運営基盤の増強を図る。また、ボランティアや支援者のネットワークを拡充し、組織全体での運営体制を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 英語教育に関する研修事業	教師向けメンターシッププログラム (英語教育における指導力の向上と教育姿勢の見直しのためのワークショップ。初年度の内容から発展させたテーマで実施)	(A) 年4回 3月・6月・9月 12月に実施 (B) オンラインまたは、法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市または、他の地域の高校英語教師 (E) 各回10人程度	120

(1) 英語教育に関する研修事業	未来の教育者向け体験型学習プログラム（教育分野を目指す大学生のための教育における重要なスキルと姿勢を体験的に学ぶワークショップ。初年度から継続した内容で実施。）	(A) 年4回 3月・6月・9月 12月に実施 (B) オンライン (C) 3人	(D) 教育分野に興味がある大学生 (E) 各回10人程度	120
(2) 英語教育セミナー・ワークショップ並びに国際交流プログラムの開催事業	ジュニア英語スピーチコンテスト （英語を学ぶ中高生を対象としたスピーチコンテストを実施）	(A) 年1回 10月に実施 (B) 法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市の中高生 (E) 15人程度	50
(2) 英語教育セミナー・ワークショップ並びに国際交流プログラムの開催事業	札幌近郊英語ツアー （札幌市内を散策しながら、英語を使ったコミュニケーション、異文化交流を行う）	(A) 年1回 9月に実施 (B) 法人事務所及び市内各地 (C) 3人	(D) 一般市民 （年齢不問） (E) 10人程度	60
(3) 世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業	SDGsで札幌・北海道を発見ツアー （留学を予定する高校生を対象に、GCEの理念を踏まえ、SDGsの視点から、札幌・北海道を探索しながら歴史・良さ・課題点を見つけ解決策を考える。 また留学後に札幌・北海道の良さや歴史を留学先で紹介するための材料を集め、自身の生まれ育った地域の価値を伝えられるよう準備を行う）	(A) 年1回 9月に実施 (B) 法人事務所及び市内各地 (C) 3人	(D) 札幌市または、他の地域の高校生 （英検準2級程度） (E) 10人程度	60
(3) 世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業	英語で学ぶSDGs対話型授業プログラム （中高生を対象としたGCEの理念とSDGsに焦点を当て、様々な課題のディスカッション通じて知見を深めるためのセミナー。 初年度から発展させたテーマで実施）	(A) 年2回 5月・9月に実施 (B) オンラインまたは、法人事務所等 (C) 3人	(D) 札幌市または、他の地域の中高生 （英検準2級程度） (E) 各回10人程度	60

(4) その他目的 を達成するため に必要な事業	未定			
--------------------------------	----	--	--	--

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から 令和 7年 12月 31日まで

特定非営利活動法人DIG
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	130,000	
賛助会員受取会費	0	130,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
英語教育に関する研修事業収益	210,000	
英語教育セミナー・ワークショップ並びに 国際交流プログラムの開催事業収益	50,000	
世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業収益	120,000	
その他目的を達成するために必要な事業収益	0	
		380,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		510,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	181,000	
法定福利費	9,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	190,000	
(2) その他経費		
会議費	12,000	
旅費交通費	21,000	
広告宣伝費	28,000	
通信費	41,000	
印刷製本費	20,000	
消耗品費	8,000	
支払利息	0	
その他経費計	130,000	
事業費計		320,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
通信費	11,100	
消耗品費	20,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	51,100	
管理費計		51,100
経常費用計		371,100
当期経常増減額		138,900
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		138,900
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		138,900

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

令和8年度 活動予算書

令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人DIG

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	130,000	
賛助会員受取会費	15,000	145,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
英語教育に関する研修事業収益	280,000	
英語教育セミナー・ワークショップ並びに	125,000	
国際交流プログラムの開催事業収益	155,000	
世界市民教育に関するプログラムの開催や研修事業収益	0	
その他目的を達成するために必要な事業収益		560,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		705,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	236,000	
法定福利費	12,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	248,000	
(2) その他経費		
会議費	19,500	
旅費交通費	27,000	
広告宣伝費	65,000	
通信費	54,000	
印刷製本費	37,000	
消耗品費	19,500	
支払利息	0	
その他経費計	222,000	
事業費計		470,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	78,780	
法定福利費	300	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	79,080	
(2) その他経費		
会議費	18,000	
通信費	11,100	
消耗品費	25,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	54,100	
管理費計		133,180
経常費用計		603,180
当期経常増減額		101,820
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		101,820
前期繰越正味財産額		138,900
次期繰越正味財産額		240,720

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。